

淀川水系流域委員会 第57回委員会（2007.8.9開催）結果報告		2007.8.17 庶務発信
開催日時	2007年8月9日（木）9：30～12：50	
場 所	大阪会館 1階 A+B+Cホール	
参加者数	委員19名、河川管理者（指定席）20名、一般傍聴者（マスコミ含む）280名	
<p><b>1. 決定事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員の互選により、流域委員会委員長に宮本博司委員が選任された。また、委員長の指名により、副委員長は川上聡委員、山下淳委員に決定した。</li> <li>これまでと同様に運営会議を開催することが決定した（当面の出席委員は委員長、副委員長）。</li> </ul> <p><b>2. 挨拶、委員の紹介</b></p> <p>今本前委員長より、芦田元委員長、寺田元委員長および今本前委員長ご自身からの第3次流域委員会へのメッセージが紹介された後、近畿地方整備局谷本河川部長より委員会再開にあたっての挨拶がなされた。その後、配付資料「委員紹介資料」を参考に委員の紹介がなされた。主な内容は下記の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3次流域委員会のみなさまには、新たな河川整備計画原案への意見書を作成する上で、流域委員会の提言や意見書を役立てて頂くよう、お願いしたい。特に「住民意見の反映」と「モニタリングによる計画の持続的改善」が重要だと思っている（芦田元委員長からのメッセージ）。</li> <li>第3次流域委員会におきましても、「淀川モデル」の核心を継承して頂くよう心からお願いしたい。流域委員会の審議方法や運営方法については、河川管理者には発言権や提案権はない。委員の皆様にはこのことを十二分にご認識頂き、的確なる判断と行動をお願いしたい（寺田元委員長からのメッセージ）。</li> <li>流域委員会の背景には委員と河川管理者との協調があったが、実質的には河川管理者が新委員を選出するという不透明さと不信感を残した。淀川モデルの根幹を継承することによって不信を払拭し、河川法改正の趣旨を反映した整備計画の作成を強く希望している。御用委員会には決してならないで欲しい（今本前委員長からのメッセージ）。</li> <li>整備計画は、整備の順番や管理方法、日々の整備について具体的に書き込むものなので、委員、地域住民、自治体のご意見を精力的に伺いながら、一日も早く作り上げたい。目標としては今年度中に整備計画基礎案を法律に定められた整備計画にしたいと考えている。そのためにも、河川管理者自身も新たな工夫やチャレンジをしていきたい。流域委員会には、実りの多い、効率的な審議をよろしくお願いしたい（谷本河川部長）。</li> </ul> <p><b>3. 審議の概要</b></p> <p><b>①委員長の選出</b></p> <p>第3次流域委員会の新委員長の選出が行われた。出席委員による推薦と投票の結果、流域委員会委員長として宮本博司委員が選任された。なお、委員長選出は、委員の審議の結果、下記の要領で執り行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>推薦により新委員長を決定する。推薦により決定しない場合は、候補者を限定せずに無記名投票を行う。候補者が過半数以上を得た場合は、本人に委員長就任の意志を確認した上で、当選者とする。</li> </ul> <p><b>②宮本新委員長の挨拶</b></p> <p>微力ながら精一杯委員長を務めたい。長良川河口堰建設所長を務めていた際に、全国的な反対運動がおき、河川行政への不信感が蔓延した。明治時代の枚方洪水を契機に河川法ができ、高度成長期になって新河川法ができた。当時は建設省への国民のコンセンサスもあったと思っているが、その後、単純な洪水対策と水資源対策だけではなく、自然環境対策等のさまざまな価値観が現れ、「国土交通省だけに任せろのではなく、住民にも言いたいことがある」という声が大きくなった。その一方で、国土交通省はそれまでのやり方で行政を進めたために、さまざまな軋轢が生まれた。それが一気に噴出したのが長良川河口堰だったと思っている。こういった流れの中で「河川管理者が勝手にやらない」と位置付けたのが平成9年の河川法改正だと理解している。淀川河川事務所長として流域委員会を立ち上げる際、河川行政への不信感を払拭する必要がある、そのためには「キャッチボール」をしないと不信感は払拭できないと考え、流域委員会準備会議を作り、委員会の独立性、公開性、住民意見聴取、民間企業による事務局（庶務）という淀川モデルの骨格が決まった。第3次流域委員会の委員は、これまでと違って、最終</p>		

的には河川管理者が決定したため、住民の中には「御用委員会になるのではないか」という不信感もあると思うが、そういった批判を受けないような運営をしていきたい。河川部長を務めていたときに、職員に対して「隠さない、ごまかさない、逃げない、嘘をつかない」の4つの当たり前のことはきちんと守ってこうと述べた。この4つを自分の信条として流域委員会を運営していきたい。自治体、地域住民、河川管理者と緊張感のあるネットワークをつくり、これからの河川整備に寄与していきたい。

### ③河川管理者からの説明

河川管理者より、審議資料 4-1-1～4-4-2 を用いて説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

#### ○淀川水系流域委員会の任務（要請）について

- ・委員会の任務が、河川管理者が説明した2つに限られるなら、規約を改正する必要があるのではないかと。
  - 規約は委員会が決めるものであり、河川管理者が規約改正を求めているものではない（河川管理者）。
  - 規約の改正は必要なく、流域委員会の目的も変わらない。その中で、特に要請された2つの項目は河川管理者として重点的に議論して欲しい項目だと理解してよいか（委員長）。
  - その通りだ（河川管理者）。
- ・第3次流域委員会では、従来のように流域委員会が意見書（答申）をまとめるのではなく、河川管理者が委員の意見を順次受けて整備計画原案を作成していくという流れになるのか。
  - 整備計画原案の策定に向けては専門分野の知識が必要となるので、委員から専門的な意見を頂きたい。委員会としての意見のとりまとめ方は、委員会で議論していただくことだ（河川管理者）。
  - 河川管理者が原案を示し、委員会に意見を述べて頂くという従来の通りのやり方をイメージしている。通常の委員会で頂く委員の意見も積極的に取り入れていきたい（河川管理者）。

#### ○淀川水系河川整備計画の構成（たたき台）について

- ・河川整備計画原案はいつ示されるのか。その際には基礎案と原案の比較資料があった方がわかりやすい。
  - 8月中に整備計画原案を委員会に示したい。基礎案との比較資料についても対応する（河川管理者）。
- ・第2章「現状の課題」をどう捉えるかによって、3章以下の内容が大幅に変わってくる。まずは第2章をできるだけ早く提示してもらい、議論をしてはどうか。
  - リクエストに応えるよう取り組みたい（河川管理者）。

### ④今後の進め方について

- ・審議の体制（部会やWG設置）については「現状の課題」の共有を経た上で委員会で決めたい（委員長）。

#### 4. 一般傍聴者からの意見聴取：6名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・現在、淀川左岸線について、地元住民と行政でやりとりをしている。スーパー堤防の中にトンネルを通す案もあるので、流域委員会でも議論して頂きたい。
- ・「地元の河川はこうなって欲しい」という夢を持って傍聴している。一般傍聴者は委員を威圧しようとは思っていないので、委員には積極的に意見を述べて欲しい。意見書や提言は住民の意見等を聴きながら委員自身が作成してきた。ただの諮問委員会の意見書と思わずに、原案審議に活かして欲しい。
- ・小委員会での基本方針についての議論が議事録として公開されていないのに、何が河川整備計画か。基本方針の内容がこれでよいのか、住民に問いかけてほしい。基本方針差し戻しに向けた議論をしていただきたい。
- ・重要な会議にもかかわらず、局長が出席していないことに抗議したい。河川管理者は旧態の体制に戻ろうとしている。第3次委員には期待している。6年間の議論を踏まえて透明性のある議論をお願いしたい。
- ・河川管理者が示したスケジュール案は流域委員会を舐めていると感じた。これでは、委員会を休止したのは委員に十分な整備計画原案の議論をさせないためだと思われる。それでも委員会がこのスケジュール案で審議を進めるのは大変立派だと思う。河川管理者が示した考え方は、基本方針の丸写しなので、委員には基本方針についても勉強して欲しい。

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。